

# 1920年代における東京市公立託児所の成立

教育学コース 塩崎美穂

The Formation of the Public Day Nurseries of Tokyo in 1920's

Miho SHIOZAKI

The modern Japanese public day nurseries were formed for the lower strata of society after Kome-Sodo (Popular uprising against increasing the price of rice, 1918) as one of social services. In preceding historical studies on the early childhood care and education, the formation of the public day nurseries is considered to be “enlightenment” by governing classes.

Most certainly, the nursery services aimed to support workings of the proletariat and reform poor families as the enlightenment, but in actual practices, nurses groped for “education” which deal with lives of the children who suffered extreme poverty (they were different from children of Kindergartens which the upper-middle classes used). Besides, the nursery services were great help to the parents in poor, and saved lives of children. The public nursery services had big significance of existence.

## 目次

はじめに

- I. 保育史研究における公立託児所の位置づけ
- II. 東京市公立託児所の成立過程
- III. 東京市託児事業の実際

おわりに

はじめに

1998年の児童福祉法改正前後から、「育児不安」対策としての保育所活用論が支持され規制緩和政策が進められている<sup>1)</sup>。とりわけ、従来全国に都市型保育所モデルを提供してきた東京都<sup>2)</sup>が「認証制」を導入し、保育所の最低基準さえも取り払う規制緩和に乗り出したことは、「保育の質」低下への懸念を強めている<sup>3)</sup>。こうした動向に対し、本稿では公的保育に関する理論研究を試みたい。特に、公立保育所は新自由主義陣営の批判的であるが、この際、公的保育という枠組み自体を検証する歴史研究、思想研究が必要かと思われる。ところが、公立保育所の成立に関する史的研究は十年以上前に書かれた保育通史の蓄積に留まっている。今回はこうした状況に鑑み、先行研究を整理した上で公立保育所の成立過程を調べその意味を再考したいと思う。ここでは、都市型公的保育発祥の一事例として、

1920年代に東京市に公立託児場が設置されていく過程を検証する。このような史的考察によって、公的保育の原理的根源的な課題や可能性を提示することができ、我々が囚われている思考枠組みそのものを可視化し得ると考えるからである。

## I. 保育史研究における公立託児所<sup>4)</sup>の位置づけ

まず、先行研究(保育通史)<sup>5)</sup>から日本に公立託児所が成立していく過程と、大まかな社会事業史を概観しておこう<sup>6)</sup>。

### A. 公立託児所の成立過程

明治末期から大正期にかけ、貧民を対象とする保育施設(託児所、保育園、幼稚園等と呼ばれた)が、内務省管轄の感化救済事業として統制され始めた。象徴的には、二葉幼稚園が1916(大正5)年「二葉保育園」と名称を変え、内務省からの助成金を受ける救済事業施設へと再編成される。とりわけ1918(大正7)年の米騒動に多くの都市細民地区住民が参加したことや、第一次大戦以来の労働争議が続く中で起こったロシア革命(1917年)の成功が、当時の日本政府に「社会事業」整備を急がせた。それまで篤志家任せであった貧困対策は、公的な社会事業として進められ始める。全国の府・県や市に急遽設けられた社会課や救護課の指導機関とし

て、1919(大正8)年、内務省地方局救護課は社会課に変わり、翌20年には社会局となる。雑誌『社会と救済』は、1921(大正10)年4月に『社会事業』と改称した。

こうした「社会事業」勃興の背景には、「社会連帯」(solidarité sociale)思想の広がりがあった。日本社会事業の成立に影響を与えた「社会連帯主義」(solidarisme)は、元来フランスで展開され、公権力の介入を通じた社会的正義の実現を目指すものであった。それは、個人主義・自由放任主義(レッセフェール)を修正ししかも社会主義を否定し、1)扶助や教育への国家関与を認めつつも、2)あくまでも階級融和・労資協調の立場に立ち、資本主義的生産関係の枠内で諸矛盾を解決しようとするものであった。だが階層間格差が顕在化し<sup>7)</sup>、米騒動、ロシア革命、あいつぐ恐慌など、もはや自由放任主義では立ち行かない社会的危機に直面した日本政府は、「社会連帯主義」を次のように移入する。すなわち、1)扶助や教育の国家責務は否定したままに、2)階級融和のための「社会連帯」とりわけ「教化」による国家的権威を強調したのである。政府は、一方で救済事業への公費支出を削減し、もう一方で「教化」という対応を図った。社会事業が慈善・救済事業から離脱するためには「防貧」事業の成立を必要とする<sup>8)</sup>といわれるが、日本ではこの頃、「教化」や「防貧」を目論んだ社会事業が急速に進められ、託児事業はその中で成立していったのである。

1919年、大阪市営による鶴町第一託児所(当初は築港託児所)、桜宮託児所が日本初の公立託児所として設置される。大阪市では半官半民団体である財団法人弘済会が1912(大正元年)に発足し、1919年までにすでに9ヶ所の保育所をつくりあげていた。しかしこの時には弘済会でなく大阪「市営」の託児所が、米騒動の緊急対策としてにわかにも求められた。その後、和歌山市の第一、第二幼児預所、京都市三条託児所、名古屋市新尾頭町保育園、東京市江東橋託児場、横浜市富士見町託児所等、託児所は都市部を中心に次々と設置されていった。

全国の託児所数は、1907(明治40)年7ヶ所、1912(明治45)年15ヶ所と明治期には僅かであったが、公立託児所設置以後、1919(大正8)年77ヶ所(うち公営5)、1926(大正15)年293ヶ所(公営65)、1930(昭和5)年482ヶ所(公営110)と1920年代に増加し、1936(昭和11)年874ヶ所(公営163)、1941(昭和16)年1718ヶ所(公営408)と戦時下において激増する。託児所は数的には私立に依存しながらも急増していった<sup>9)</sup>。

## B. 公立託児所の位置づけ

地方自治体による公立託児所設置政策は、保育史研究上、「上からの政策」<sup>10)</sup>として把握されてきた。各先行研究の評価はおおよそ次のように一致している。

保育所は乳幼児の「生活訓練」「性格教育」の場であるとともに、子どもを通して父母に対する働きかけを可能にし、「家庭改良」の役割をも担うものとして、社会事業施設のなかでもきわめて重視されたのである。しかし、それは労働者階級としての階級的立場にたつものではなく、あくまでも支配階級の教化の手段にしかすぎなかった<sup>11)</sup>。

つまり公立託児所の設置は、「乳幼児の保育を考えてつくったというよりは、むしろ当時の米騒動によって爆発した社会不安に対する防御のための都市細民対策」<sup>12)</sup>であり、「内務省による治安維持政策の一環としての慈恵救済事業対策」<sup>13)</sup>である。「公立託児所は、たんに貧民対策のひとつとして、しかもきわめて補充的なものとして、考えられていた」<sup>14)</sup>と指摘されている。こうした公立託児所把握の背景をさぐるべく、宍戸健夫による保育史の全体像を概観し、公立託児所がどのような歴史的位置を与えられてきたのか、ここで改めて確認しておきたい。

ヨーロッパにあらわれた複線型教育制度(dual system)が、日本では幼児保育制度のなかで典型的にあらわれる。幼稚園が貴族的もしくは「ブルジョアジーの自己教育」組織として、そして、保育所が「労働者大衆の教育組織」としてつくられ、制度的に発展していくのである。……堀尾輝久が指摘するように、「労働者大衆の教育組織」は「支配階級による労働者大衆の教化の組織」と「労働者の階級的自覚を前提とする労働者の自己教育の組織」の異質な二つの組織にわかれる。前者の教育組織は「慈恵教育(charity education)」として性格づけられているが、日本における戦前の保育所はまさにそうした性格のものとしてつくられた。そして、後者の「労働者の自己教育」という性格をもつ保育所も、1930年代にはいると日本で生まれるのである<sup>15)</sup>。(点々は略、以下同様)

保育所(労働者大衆の教育組織)を二つの系譜(教化の組織と自己教育)に分けたこの図式において、宍戸は、公立託児所を「労働者大衆の教化の組織」に位置づけ、

一方、公立託児所批判を含んで成立した無産者託児所等を「労働者の自己教育」に位置づけている。

ここでいわれる「労働者大衆の教化の組織」は、堀尾がその思想構造を問うてきた組織に他ならない。堀尾は、義務教育の拡大や中等教育を複線型から単線型にしていく公教育を、教育の平等化、民主化として捉えることを批判した。

義務教育思想と結びついた教育体系の一元化と開放化は、それによって下層階級の有能な人材を体制内部に吸収馴化し、階級に流動性を与えることによって支配に柔軟性を与え、そのことによって資本主義的階級体制の安定化に寄与しているという側面にこそ注意がむけられなければならない<sup>16)</sup>。

つまり公教育の拡大が必然的に労働者階級の開放に寄与し得るという見方を批判し、労働者が国家に馴化される政治的なメカニズムを内部から構造改革していく視点こそが重要だとしたのである。こうした公教育機会の拡大を批判的に捉える視角が保育史研究にも取り入れられることで、公立託児所のような公的な保育政策は、保育史上、国家あるいは支配階級の「教化」として批判的に捉えられてきた。言い換えれば、保育史研究において、階級格差によって生じる「教化」という問題は、従来から十分に自覚されてきたといえる。

## II. 東京市公立託児所の成立過程

以上、先行研究の公立託児所把握を概観した。以下では、東京市の事例に則しより具体的に公立託児所成立の過程を捉えていきたい。

### A. 東京市社会局による託児事業の成立

1918(大正7)年の米騒動以後、東京市は宮内省からの内帑金等を元手に府当局と協力し、市内各所で白米の廉売・施米を実施する<sup>17)</sup>。ついで1919(大正8)年7月には、東京市議会で「公設市場、公設貸家、簡易食堂、児童受託所其他都市社会政策急施ニ関スル建議」が即日可決され、建議実施のために同年10月、東京市社会局が設置される<sup>18)</sup>。当初(1919年12月)社会局は事業を急いだため庁舎が間に合わず、総務課、公営課、救護課、労働課の各課が各々に事務所を構えた。1920(大正9)年10月、「株式会社博品商事建築物内四階」を借りきることでようやく「社会局全部」の事務所を得る。麹町区有楽町の市役所構内に新築の庁舎ができたのは

1921(大正10)年9月のことであつた<sup>19)</sup>。これほど急がれた社会局の仕事とは、施療病院、公設市場、簡易食堂、職業紹介、浴場、牛乳配給所、方面委員(1920年12月下谷・深川両区に設置)等と、託児事業であつた<sup>20)</sup>。

東京市社会局の掌握のもと、僅かではあつたが国庫補助金(全歳入の2.8%)という公的財源をも得て、公立の託児事業が開始された。社会局の歳出は、施療病院5.3%、職業紹介4.4%、方面委員2.5%、幼少年保護1.3%、臨時経費(社会事業施設・住宅建設)76.7%等という割合中、託児場に0.5%の予算が割かれていた<sup>21)</sup>。

1920(大正9)年、社会局は「小額収入者をして就業上の繁累を脱して生産能力の増進を計らしむると共に児童を通して家庭の改善を期せんとするの目的を以て託児場を經營せんとす」<sup>22)</sup>とし、子どもの「保護教化」や保護者への「善導啓発」を目指した託児事業を計画した。東京市第一号の託児場は、「大東京の工場街」といわれた本所区入江町に「江東橋託児場と名付けて、大正十年六月事業を開始」する<sup>23)</sup>。つまり計画は1920(大正9)年、実施は1921(大正10)年であつた。ここで注目されるのは、事業開始後の『東京市社会局年報』において、先述した託児事業目的の最初の部分が若干書き換えられていることである。「児童を通して家庭の改善を期せん」が、「児童を教育的に取扱ひ、且児童を通じて家庭の改善を計らむ」とされている。1921年は、「東京市託児場庶務規定」「東京市託児保育規定」「託児場服務者心得」「託児者心得」が出され東京市託児事業が軌道に乗り始める時期だが<sup>24)</sup>、その時、「児童を教育的に取扱」うことが明記されたのである。実際の子ども達を目の前にし、保育実践が始められ、「保護」「教化」というだけではなく「教育」という事業内容が浮上してきたものと考えられる。

### B. 託児事業の展開

「東京市託児保育規定」(1921)では、「一般幼稚園の課程に準じ」、遊戯、唱歌、談話、手技に限定されていた保育内容が、1930(昭和5)年と1934(昭和9)年の改正により、「衣服・毛髪・爪・虱の駆除・傷の手当」「栄養給食」「身体検査」「日光浴」「午睡」「自由遊び」「自然科学的保育」(遠足や観察)に改められ、さらに「初歩的な衛生的習慣」および「正しい言葉の使い方」の指導等が明記された<sup>25)</sup>。従来の幼稚園の保育内容では託児所の保育としては十分でなく、幼稚園保母からみれば「ケーヤーが実に行き届いて行われている」<sup>26)</sup>と思われ

るような、長時間保育や身のまわりの世話等に対応した保育内容が、1920年代の託児所の実践を通して考えられていった。

確かに、託児場は「働くために子供の世話が出来ない人に代って其の世話をする所」<sup>27)</sup>とされ、「子供を御頼みになつた以上は十分に御働き下さい」<sup>28)</sup>と言われる就労援助施設であった。しかも「乳幼児の保育は固より各自の家庭に於て之を営むが当然の義務であり又最良の方法」<sup>29)</sup>といわれた時代である。子育ての中心は家庭におかれ、託児場は働く場合に限られていた。だがこうした中、保育内容が随時改善され、「教化」「保護」とは区別された「教育」としての集団保育が模索され続けたことは特筆に値しよう。例えば1920年代、山谷の「ドヤ街」にある玉姫託児場(浅草区)や歓楽街近くの竜泉寺託児場(下谷区)で保母長をしていた三輪きくも、次のように「教育」の必要性を説明している<sup>30)</sup>。

ただ母親の代りに一日遊ばせて置くという間違つた考えから離れて、身体的に出来るだけの保護を加える必要を感じなければならないと存じます。……それと同時に最も必要な事は児童の教育の方面と存じます。現在の家庭の状態に於ては全くと云つてもよい程に、投げやりにされて居る児童に対して、託児所及保母が、充分心して教育に当たらなければならないと存じます。

江東橋託児場開始(1921)以後、1923(大正12)年2月、「大東京のドン底街」と称せられる深川区富川町に、東京市第二の託児場ができる。しかし、同年9月1日、関東大震災が東京を襲い、江東橋・富川町の二施設は灰となってしまった。東京府は震災直後一ヶ月間に、民間の臨時託児所12ヶ所を開設し<sup>31)</sup>、一方、東京市社会局は「牛乳配給」「児童健康相談所」「栄養食供給」「迷児保護」「産院乳児院及び託児場」等の児童保護事業を行い<sup>32)</sup>、十箇所耐震耐火鉄筋コンクリート二階建て託児場を設置する計画をたてた(「復興五ヶ年計画」)。1924(大正13)年4月からバラックではあったが江東橋、富川町託児場が再開され、10月から月島、玉姫、竜泉寺町での託児事業が開始される<sup>33)</sup>。応急の建物で設備が整わず乳児の受託を中断した時期もあったが、1927(昭和2)年、鉄筋コンクリート造り第一号として月島託児場が開所<sup>34)</sup>されて以後、託児場は次々と本建築に立て替えられ多くの乳幼児を受入れていく。

当初、託児場は貧困対策として下町に設置されたが、1928(昭和3)年、当時「山の手より」といわれた大塚に

託児場が設置されて以降、1930(昭和5)年には牛込区榎町と芝区白金にも開所される<sup>35)</sup>。1929年には「託児場」が「託児所」と改称された<sup>36)</sup>。1930年代に入ると、世界大恐慌のもとで方面事業利用者が激増し、従来の細民層の窮乏に加え中小商工業者の没落が目立ち始める。これに対し、既存の託児施設を公立市民館へと転用し、市民館を乳幼児保育部(従来の託児・児童健康相談)と市民部(新設の消費組合・人事相談・健康相談・夜学・母の会・講習会・子供の会等)に分けて利用し始める<sup>37)</sup>。防貧対策が中間層をも対象とするようになり、市民が「カード階級」<sup>38)</sup>に落ち入らぬよう、転落したものは更正するよう、社会事業が積極的に行われたのである。1936(昭和11)年、市民館は方面館と改称され、以後、戦時統制下の厚生事業へと情勢は変わっていった<sup>39)</sup>。

### III. 東京市託児事業の実際

1920年代、東京市公立託児所は、階級融和政策の社会事業として、下層労働者街に設置された。社会局の計画通りに就労援助と家庭改善が試みられ、しかし他方では、実践において子どもへの教育が模索され続けていた。ところで、こうした制度的成立を背景に、人々はどうのようにかかわりあっていたのだろうか。以下、より具体的な人間関係に視点を移し、素描的ではあるがその実際に迫ってみたい。ここでは、〈託児所—貧困家庭〉関係にあたる〈保育者—子ども・親〉の関係と、〈大人—子ども〉関係である〈保育者・親—子ども〉の関係を祖上にあげ、従来の公立託児所把握、ひいては保育史の枠組を再考したいと思う。

#### A. 〈保育者—子ども・親〉関係

先に引用した通り、三輪(玉姫・竜泉寺の保母長)は子どもへの教育を強調していたが、下記のように「家庭」とりわけ「母親」への教育も重視している。

児童の教育を効果あらせる為には、どうしても家庭殊に母親の教育の必要もあはせて感じます。児童に対する母親の正しい理解のない時に、柔かい子供達の心がこはされて行く例を今まで余りに多くを経験して居りますから、母の会を通し或は訪問によつて、児童に対する母の眼を明らかにしていかなければならないと存じます<sup>40)</sup>。

公立託児場の保育者の中で指導的立場にいた寺田フジ

ノ<sup>41)</sup>の意見も見てみよう。

無教育の親達の中には自身の子供を<sup>(ママ)</sup>惨刻に取扱って居るものもあり盲目的に可愛がり甘やかなものもあります。幼児を教育するに母親の本能にばかり依頼することの不可をよく実験いたしました保母は家庭と託児場との間に必要な仲保の先生とならなければなりません<sup>42)</sup>。

当時の保育者は「正しい理解のない」「無教育」な親に「教育」を施し、「家庭」を築かせようとした。「母親の本能」に頼るのではなく、「保母」を家庭と託児所の間に立て、子どもを残酷に扱ったり盲目的に可愛がったりしないという理想的「先生」像を提示しながら、あるべき母親像をも示唆している。このような保育者の考え方には、先行研究の指摘通り、「性格教育」「家庭改良」を通した労働者階級への「教化」的側面が伺われる。〈保育者—子ども・親〉の間には大きな階層差があり、良質の家庭モデルを提示する保育者が、その家庭モデルからは程遠い貧困家庭に介入する、という構図を読み取ることができる。確かに託児事業には、階層間格差に基づく「教化」という抑圧的な側面があったといえよう。

## B. 子どもと親

だが、〈保育者—子ども・親〉関係を「教化」からのみ捉えることは妥当だろうか。

出産数千に対する一歳未満乳児の死亡数は、1913-1917(大正2-6)年の全国平均156に対し、東京市の労働者街にあたる月島では191の高率を示す。日本の乳児死亡率は1918年に最高値189となるが、月島の最高値には252(1915年)というものがある<sup>43)</sup>。1920年代に入り、「都市に於ける一般乳児死亡率は次第に減少しつつあるにも拘らずこれ等特定区域〔下谷、浅草、本所、深川等の労働者街〕に於いては反対に乳児の死亡率が増大しつつある<sup>44)</sup>」といわれた。全国の乳児死亡率が低下しても、託児場が設置された東京市労働者街の乳児死亡率は増え続けていた。各乳児死亡率調査によれば、当時の労働者街では子ども5人の誕生につき1人以上が死ぬ計算となる<sup>45)</sup>。「じめじめした空気、陽当りの悪い室内のカビついた畳——とは名ばかりで、わらのはみ出したやうな古だたみ——わらの上には呉座を敷き蚤やしらみの巣窟のやうな布団の中にくるんだり経日の悪い蒼白めた顔の母親に背負われてヨイト巻けの綱引に出かけられ激しい労働にゆられる乳児や、

そこいらに投げ出されて匍匐する乳児や匍匐児<sup>46)</sup>というのが、都市下層社会に生きる乳児の姿であった。

また「親子心中」(親が子どもを殺し自らも自殺する)も問題となっている<sup>47)</sup>。特に関東大震災後の東京府や神奈川県都市部では「家庭生活に大変動を招来し<sup>48)</sup>生活苦に耐え切れずに「心中」する者が増えたとされている<sup>49)</sup>。殺された子どものほとんどは6歳以下の乳幼児であった<sup>50)</sup>。高率の乳児死亡率や「親子心中」だけをみても、都市下層社会の子どもと親が生命の維持にさえ窮していたことがわかる。

託児場の親とはいえば、そのほとんどが日雇労働者であった<sup>51)</sup>。定収入はなく、失業や病気のたびに親戚の世話、方面委員の救護を受けていた<sup>52)</sup>。玉姫託児場では「九十名の在籍児童の家庭中、五六家族をのぞく外は、皆家賃未払い<sup>53)</sup>。月島には、鳥の餌売りでその日暮らしをしていたが病(胃癌)を苦しむ託児場へ子どもを預けたまま「月島端れの突堤から入水してしまった」父親があり<sup>54)</sup>、富川町には、託児場に「適当な仕事はないでせうか」と職の紹介を頼みに来る母親がいる<sup>55)</sup>。富川町託児場の村木所長は、「父親母親が仕事さへあれば、安心してズット預けて居ますが、何しろ、自由労働者や行商と言った商売の関係上、又住居が変り勝ちですから、二、三日で居なくなる子も居ります」と言っている<sup>56)</sup>。定収入がなく生活が不安定なため、託児場に通う子どもも激しく入れ替わる<sup>57)</sup>。六畳一間の長屋に父母・きょうだい・祖父母で住んでいる者がほとんどで、木賃宿から通う子どもさえいた<sup>58)</sup>。

『東京市公報』に当時の親子の様子をさぐってみれば、託児場のおやつ代が2銭、支給給食一人一食あたり6銭、どんぶり物5銭の時分に、<sup>59)</sup>母子家庭の母が一日に稼げるのは僅か30銭。10銭の借金を返しただけで、魚を食べたいとねだる子どもに「三本五銭のさんま」も買えない。二畳一間の家に帰り、子どもは「冷めたい飯に醤油をかけて」食べて眠り、母親は翌日託児場へ持っていくお弁当が作れないことを気に病みながら「内職の紙袋を涙をホロホロ落として張る<sup>60)</sup>。下層社会に暮らす子どもと親は、きびしい貧困に喘いでいた。

はたして、保育者がやわらかくもんで持ち歩いている紙で鼻をかむようになること、トラホームの眼をこする汚れた手やおできのできやすい身体を風呂で洗ってもらふこと、レコードで音楽を聴きながら昼寝をしピアノに合わせて歌を歌うようになること等<sup>61)</sup>は、「着物を買って着るなどは思ひも寄らず三度の食事も難しい<sup>62)</sup>労働者街の子ども達にとって、「教化」という意味しかなかっただろうか。

＜保育者一親＞関係はどうだろう。「お粥はよい方で病気でなくてもに重湯を飲み、或は全然米の縁が離れた湯や水で辛棒しながら、託児所へやる子供には三度喰はせて弁当も持たせて出」<sup>63)</sup>しながら必死で子どもを生かし育てていた親は、「市役所の託児所ってものは神様よりも仏様よりも有難い」<sup>64)</sup>と言っている。当時、「親達は保母のことばを素直に受けとめて、託児所に対しても保母に対しても苦情など言う人はいなかった」<sup>65)</sup>とも言われている。託児所を利用することができた親は、子どもを預けたことによって随分助けられたであろうが、ここにある＜保育者一親＞関係も「教化」としか意味付けられないだろうか。少なくとも保母と親は、子どもを生かし育てるといふ苦勞を共に味わっている。＜保育者一親＞関係には、育児の「共同」という側面もあったといえよう。

＜保育者一子ども・親＞関係。この関係を単に階級融和のための「教化」と括ったり、保育者→貧困家庭という一方的な力関係に解消してしまうのではなく、あるいは「生(かす)権力」bio-power(死に通じた斜面で人間の生命を無限に押し上げる力)の一形態として安易に了解してしまうのでもなく、もっと「生」に向き合った形で再考できないものか。強いて言えば、「生(きる)政治」zo-politics から再考していきたい<sup>66)</sup>。

### C. 保育者

最後に、都市下層の保育事業をひきうけていた保育者に注目してみたい。既に明らかであろうが、＜保育者一子ども＞関係は、それまでの都市下層にあった＜親一子ども＞関係とはかなり異なっていた。ほとんどの保育者は女学校を卒業した下層社会とは無縁のいわば「お嬢さん」であった。女学校で教え、渡米して幼児教育を学んだ者さえいた<sup>67)</sup>。「公立託児所に参加してきた指導的保母の多くは、かつて幼稚園で実践をしていたり又、幼稚園保母の養成所をでて」<sup>68)</sup>いるのが普通であった。つまり、上・中間層の利用する幼稚園と下層労働者を対象とした託児所の保育者は、出自(有産階級出身)を同じくし、しかも共通の幼児教育過程を経っていたのである。

東京市が最初に託児場を立てた「本所深川」地域の長屋では、かつて、「母親らしきが、びしゃりと子どもの頭天を撃った」、子どもを「小遣銭で家外へ放逐なす」という情景が日常であった<sup>69)</sup>。ほとんどの親は子を放っておいただけであり、物を取れば手を縛り、ふとんを破ればもぐさをつけて線香で火をつけたりもした<sup>70)</sup>。こうした親に対し保育者は、「体罰は本当に子どもを

よくするものでない」として、「ぶったり、押入れにいれる、きゅうなど恐さを知らせてやめさせる」「御飯をあげないとかお八つをあげないと云う、交換条件をだして云うことを聞かせる」等を止めるよう呼びかけ、「良く話して聞かせるとか説得する」ことを勧めている<sup>71)</sup>。先に引用した三輪の論に「柔かい子供達の心」への配慮があったが、下層社会の＜親と子ども＞にとって「子供の心」に配慮する保育者との出会いは、何を意味したのだろうか。従来の＜親一子ども＞関係を形作っていた「放任」「暴力」等は、「心への配慮」や「指導」「学習」へと変わっていくことを期待され、新しい＜大人一子ども＞関係への移行が求められたのである。三輪の次の論も見よう。

大人の世界にある醜い姿がそこに全く無い許りか児童にだけ与へられたうらやましい程純なうるはしい世界がそこに開けて居り頭の頂きから足の先きまで伸びて行かうとする力のみなぎって居るのを認められます。託児場に来ます子供たちはよい家庭に育てられた児童達と表面にこそ相違はありましても其の本質に於いては何等の変わりもありません。只教育さへよければ順調に成長して行くと思ひます<sup>72)</sup>。

子どもを大人とは異なる「純」なものとみなし、子どもの「本質」を問題とする。これは当時の新教育運動や、その前提にあった児童中心主義と無関係ではあるまい。子どもの心、内面を理解しようとする児童心理学が、当時の保育の世界で重視されたこととも無縁ではないだろう<sup>73)</sup>。また「教育」こそが子どもの成長を左右するという見方には、教育万能主義あるいは進歩思想が垣間見える。進歩の担い手をつくるために良い教育をする、良い教育が進歩する未来を開く、という思想である。しかしこうした近代的孩子も観がある種の弊害をもたらすこともまた、今では指摘されるところとなっている<sup>74)</sup>。

一方で子どもは表面にあらわれた悪くみえる行動とは別の、心の底にある良い意図を大人から理解してもらい、許される好運に恵まれるだろう。しかし他方では大人に心のすみずみまで監視される息苦しさを感じないだろうか。(97頁)

子どもの内面性理解の徹底は、子どもの心の底の監視にまで至ってその内面性を破壊しかねない。進歩の観念は、未来を開かれたものにする反面で、未来によって現在を犠牲にするという逆説をまねく。

(117頁)

こうした地平から考えてみると、先程までに論じてきた<保育者—子ども・親>関係にあった階層差による「教化」の問題と同時に、<保育者・親—子ども>関係にある「監視」等の問題についても議論する必要がある。保育者から一方的に押し付けられる力の問題(保育者→親・子ども)だけでなく、大人が教育の名の下に子どもに介入する力の問題(保育者・親→子ども)がある。言い換えれば、幼稚園と託児所の階層差を踏まえながらも、幼稚園にも託児所にもあった「囲い込み」enclose や「規律訓練」discipline という近代教育がその成立と同時に抱えている問題群を保育史研究においても取上げる必要がある、ということである。

おわりに

以上、荒削りな素描であり、とりわけ人間関係の部分については実証研究が待たれるものであるが、東京市公立託児所の成立過程とそれに伴う人間関係を考察してきた。最後に、本稿で明らかになった点と今後の課題を提示しておきたい。

従来の保育史研究が明らかにしてきたように、都市貧困層を対象とした公立託児所の成立は、階級融和を目指す「教化」「防貧」政策と不可分であった。これを貧困層からみれば、有産階級出身者が突然現れ、下町独自の文化を否定し消滅させようとしたものとも考えられる。しかし、下層労働者の親達が子どもを預かってくれる託児事業に感謝し、薄汚れお腹をすかせていた子ども達の命が守られたこともまた事実であった。後者の視点から託児所の成立を再考すれば、公的保育、とりわけ国が設立・運営する公立の保育施設の存在意義も評価されてよいだろう。公立託児所の成立を「支配階層による教化」や「国民国家への回収」として簡単に片付けてしまわず、公立託児所が自由放任主義では回避できない危機への対応として成立してきたことを再考する必要がある。ぎりぎりの状態で子育てをしている親にとって、また、その親に向き合っている生きている子どもにとって、公的な保育は役立っていた。

ただし公立託児所の成立を論ずる際には、従来の保育史研究が扱ってきた階層格差による支配のみならず、発達論によって見えなくなりがちな大人と子どもの間にある力関係<sup>75)</sup>をも考慮する必要がある。例えば先に<保育者—親>関係を共同育児の側面から捉える可能性を述べたが、この関係にはもう一つ別の側面もある。

すなわち保育者と親は、子どもに介入する教育主体という共犯関係をもち得る。親がしっかりしないから保育者は子どもを教育する主体となり、保育者に跡付けられて親も教育主体となっていくという関係である。しかし、都市下層社会の親が保育者の影響をどの程度受けたのか、教育主体として振舞うようになったのはいつ頃からなのか等、未だわからないことが多い。都市新中間層の親と保育者の教育観が親和的であったらうことは予想されるが、下層社会の親はどうだったのか。従来の保育史研究の大枠では「労働者」が「階級的自覚」に立つか否かが重要なメルクマールであった。今後、この枠組みの可能性と限界を見極めるとともに、「大人」が教育主体として振舞うようになる過程の解明等、託児所と幼稚園の両者にわたる問題を視野に入れた保育史研究を課題としていきたい。

(指導教官 汐見稔幸教授)

## 註

- 1) 保育研究所編集「これでいいのか日本の保育 公的保育拡充の展望と課題」『保育情報臨時増刊号』No.306, 草土文化, 2002年7月参照。
- 2) 例えば1967年、東京都が0歳児モデル保育所設置を打ち出し保育士一人あたりの子ども数を6人(国基準)から3人に改善した。これを受け1968年、中央児童審議会は乳児保育対策を検討し始めている。(村山祐一「もっと考えて!!子どもの保育条件～保育所最低基準の歩みと改善課題」新読書社, 2001年参照。)
- 3) 全国保育団体連絡会・保育研究所編「保育白書」草土文化, 2002年, 20-22頁。
- 4) 以下、戦後(児童福祉法以来)定着した「保育所」という名称ではなく、1920年代の一般的呼称に則して「託児所」と表記する。なお東京市の託児所は、1920-1929年には「託児場」、その後「託児所」と呼ばれた。本稿では当時の一般的呼称として「託児所」を、個別具体的な東京市の施設を指す場合には当時の記述・呼称に則して「託児場」を使用する。
- 5) 先行研究は主に次のもの。一番ヶ瀬康子他『日本の保育』医歯薬出版, 1962年。鷲谷善教『私たちの保育政策』文化書房博文社, 1966年。日本保育学会『日本幼児保育史 第四巻』フレーベル館, 1971年。『日本近代教育百年史 学校教育4』国立教育研究所, 1974年。浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編『保育の歴史』青木書店, 1981年。
- 6) 以下、「社会連帯」思想を含め社会事業史については主に次のものを参照した。吉田久一『社会事業理論の歴史』一粒社, 1974年。渡部昭男『戦前日本の児童保護事業における義務教育機会の保障理念の生成』『教育学研究』46巻, 1979年。シャルル・ジッド, レオン・ブルジョア著, 松浦要訳『社会連帯責任主義』日本評論社, 1932年。丸山岩吉『社会連帯主義』早稲田泰文社, 1923年。
- 7) 林宥一は、当時の階層差が非常に可視的であったことを指摘している(林宥一「無産階級の時代」青木書店, 2000年)。「第一次



- 世界大戦後における「無産」や「階級」という文字の氾濫は、所有(有産)と非所有(無産)の懸隔が同時代の人々の生活と意識にきわめて重要な位置を占めていたことを示す(22頁)、「無産階級」という言葉は「一九二〇年代に流行しはじめた」もので、第一次世界大戦前にはみられず、第二次世界大戦後の社会運動ではほとんど使われない「両大戦間期に特有の歴史的用語」である(13-18頁)等。
- 8) 吉田久一「全改訂 日本社会事業の歴史」勁草書房、1994年、132頁。
- 9) 「保育の歴史」前掲書、81頁、「日本労働年鑑」「全国社会事業名鑑」参照。
- 10) 「日本の保育」前掲書、125頁。
- 11) 「日本近代教育百年史」前掲書、1272頁。
- 12) 勅使千鶴「野口幽香」社会事業に生きた女性たち」ドメス出版、1973年、177頁。
- 13) 宍戸健夫「日本の幼児保育 上」青木書店、1988年、12頁。
- 14) 「日本の保育」前掲書、75頁。
- 15) 宍戸健夫「日本の幼児保育」前掲書、12頁。
- 16) 堀尾輝久「現代教育の思想と構造」岩波書店、1971年、253頁。
- 17) 「東京市社会局年報 1」柏書房、1992年(「東京市社会局年報(大正九年)」1921年と「東京市社会局年報(大正十年)」1922年の再録)、21-22頁。なお、当時東京市域では、東京市社会局と社会事業協会(東京府社会課外郭団体)が並存して社会事業を行っていた。
- 18) 「東京市社会局年報 1」前掲書、22-25頁。
- 19) 同上、33-34頁および204頁。
- 20) 同上、17-102頁。
- 21) 同上、198-204頁、「日本の保育」前掲書、72-74頁参照。
- 22) 「東京市社会局年報 1」前掲書、140-142頁。
- 23) 同上、269頁
- 24) 同上、333-338頁。
- 25) 「東京市社会局年報 1」前掲書、「東京市社会局年報 6」柏書房、1992年(1930年初出)、「東京市社会局年報 8」柏書房、1992年(1934年初出)、「私たちの保育史」前掲書34-35頁。
- 26) 新庄よし子「公立託児所参観記」『幼児の教育』1931年4月号。
- 27) 東京市社会局「託児者心得」1921年(「東京市社会局年報 1」前掲書、336頁)。
- 28) 同上、337頁。
- 29) 同上。
- 30) 三輪きく「恵まれぬ子供等を中心に考える」『社会事業』1932年10月号、49-50頁。
- 31) 「日本の保育」前掲書、77頁。「東京府社会事業協会報」第22号、1924年。
- 32) 東京市社会局「震災後に於ける児童保護事業概況」1924年。
- 33) 同上、21頁。
- 34) 東京市役所「東京市月島市民館施設概要」1930年(「私たちの保育史」前掲書所収、138-145頁)。
- 35) 「本市の託児所は本所、深川、下谷、京橋、浅草の下町地区に設置され、山ノ手よりには大塚がただ一ヶ所あるのみで、その他の区には一ヶ所も設置してなかったが、これら施設の増設は労働婦人の増加、家庭内職の激増によって必要とされていったが、牛込区榎町に工事中の託児所はこの程竣成し……社会局では更に白金三光町にも建設中で、これが竣工開始の暁は、山手一帯の労働婦人に一大福音をもたらすであろう」(「東京市公報」1930年1月7日付)
- 36) 1929(昭和4)年4月5日東京市訓令で「託児場」を「託児所」に改める(「東京市公報」1929年4月11日付)。これ以降「託児所」と名称変更された。なお、「私たちの保育史」(前掲書)には「託児所になったのは大正十三年(1924)以後で、大正十二年の震災前までは託児場と云われていました」(78頁)とあるが、「東京市公報」では1929(昭和4)年の4月初までは「託児場」という名称が使われており、東京市社会局も1925(大正14)年の時点で「託児場の葉」を発行している。
- 37) 竹内清一「東京市民館に就て」『東京市公報』1930年5月24日付、「日本の保育」前掲書、77-84頁。なお市民館は、当時東京市に関係していた賀川豊彦が、1929年にアメリカの隣保事業を視察し、帰国後、本建築の託児施設が託児事業のみならず他の事業にも利用され得るよう構想したものだという(「日本の保育」前掲書、80頁)。
- 38) 方面委員が調査カードに貧困者を登録して救済対策を行ったので被救済者を「カード階級」と呼ぶようになった。「私たちの保育史」前掲書、33頁参照。
- 39) 「私たちの保育史」27-28頁。
- 40) 三輪きく「社会事業」前掲、50頁。
- 41) 「日本の保育」前掲書、86頁。
- 42) 東京市社会局「託児場の葉」前掲、131頁。
- 43) 「生活古典叢書 第6巻 月島調査」光生館、1970年、101頁。
- 44) 吉田英雄「託児事業の使命と乳児及匍匐児の受託について」『社会事業』1929年7月、14頁。各括弧内は筆者。
- 45) 東京市役所「乳児死亡率に関する調査」1926年、13頁。「乳幼児に関する各種統計」『社会事業』1927年4月、46-48頁。楠原祖一郎「都市に於ける乳児死亡に関する一研究」『社会事業』1927年10月、30-40頁、楠原祖一郎「都市に於ける乳児死亡に関する一研究(二)」1927年11月、20-26頁。
- 46) 吉田英雄「社会事業」前掲、14頁。
- 47) 「社会事業」1927年12月号に「親子心中」の特集が組まれている(2-51頁)。
- 48) 生江孝之「所謂親子心中の実相」『社会事業』同前、4頁。
- 49) 麻生正蔵「親子心中の惨事」を読んで」『社会事業』同前、38-39頁。
- 50) 原泰一「余りに悲し」『社会事業』同前、18頁。
- 51) 「社会事業廻り(一)大塚託児所の巻」『東京市公報』1929年7月6日付、「社会事業廻り(三)月島託児所の巻」『東京市公報』1929年7月20日付、「託児場の葉」前掲書、14-18頁。
- 52) 都市下層労働者と方面委員の繋がり、託児事業と方面制度の関係については稿をあらためて論じたい。「託児所の入退について当時の方面委員はかなりの権限を持っていた」と言われている。「私たちの保育史」前掲書、28頁。
- 53) 三輪きく「社会事業」前掲、48-49頁。
- 54) 「社会事業廻り(三)月島託児所の巻」前掲。
- 55) 「社会事業廻り(二)富川町託児所の巻」『東京市公報』1929年7月9日付。
- 56) 同上。
- 57) 同上、「私たちの保育史」前掲書、23-25頁。
- 58) 「社会事業廻り(二)富川町託児所の巻」前掲。この富川町の本質宿はかつて次のように言われた。「……深川富川町の如きも、や



はりその木賃宿に姪売婦の出入するのを見受くる、ことに富川町の如きは、ほとんど日々のように姪売婦の拘引記事は新聞紙の三面に出ておる」(横山源之助「下層社会の新現象 共同長屋」中川清編「明治東京下層生活誌」岩波書店、1994年、197頁。1903年初出)

- 59) 当時の物価については「東京市公報」「私たちの保育史」等参照。
- 60) 「託児所の子になる迄(二)」【東京市公報】1930年10月30日付。
- 61) 「私たちの保育史」【東京市公報】「幼児教育」「社会事業」等の託児実践記録参照。
- 62) 「託児所の子になる迄(一)」【東京市公報】1930年10月28日付。
- 63) 同上。
- 64) 「託児所の子になる迄(八)」【東京市公報】1930年11月25日付。
- 65) 「私たちの保育史」前掲書、83頁。
- 66) かつて生 *vita* は、生きているという単なる事実を表す「ゾーエー」*zōē* と、生き方を表す「ビオス」*bios* に分かれていたという。西欧近代において、ビオスは「人間的な生」「生に執着しない生」とされ「物語として形成される」「世界」や「歴史」をもつ。一方、ゾーエーは「世界なき生」であり「国民国家、主権国家の隙間、不在の空間に落ち」て「難民」や「亡命者」として存在する。ビオスの卓越へのノスタルジア(近代国家)から離れ、ゾーエー(生でしかない生、疎外、人権の及ばない地平)から、つまり従来介入され、抑圧され、忘れさられ、歴史の外におかれてきた「生」の側から「生きる政治」を考えられないものか。「抵抗」や「自己教育」として現れない、公教育の中に置かれてきた「生」の政治ともいえよう。こうした枠組をもって日本の保育史を描くとどうなるか。今後の課題である。以上、Giorgio Agamben, *Means without End*, 2000, Minnesota Press(邦訳は高桑和巳訳「人権の彼方に」以文社、2000年)、市野川容孝「生-権力論批判」【現代思想】vol.21-12, 1993年、田崎英明「世界なき生、世界なきコミュニケーション」【現代思想】vol.23-03, 1995年参照。
- 67) 梶塚要子「新設江東橋託児所に就て」【幼児教育】1921年7月、256頁。
- 68) 「日本の保育」前掲書、85-86頁。
- 69) 横山源之助「共同長屋探検記」中川清編「明治東京下層生活誌」前掲書、258-259頁、1911年初出。
- 70) 「幼児の叱責と体罰に関する調査(竜泉寺市民館、1936年)」【私たちの保育史】前掲書、151-154頁。
- 71) 「私たちの保育史」前掲書、83頁。
- 72) 同上、132頁。
- 73) 今日に至るまで保育の世界は心理学中心であるが、保育と心理学の関係については別稿を用意して論じたい。
- 74) 宮澤康人「近代的孩子観の「発明」」【新しい子ども学3】海鳴社、1986年、頁は本文中。
- 75) 宮澤康人「はしがき」【大人と子供の関係史 第一論集】1994年、4頁。

附記：引用文中の旧字体は新字体に、旧仮名遣いは新仮名遣いに書き改めた。